

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成18年9月8日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成18年9月8日(金) 午前9時30分 開会  
午前9時35分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	藤浦雅彦	委員	森西 正
委員	安藤 薫	委員	上村高義	委員	嶋野浩一朗
議長	三好義治	副議長	本保加津枝		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝                      総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局主幹	日垣智之
同局書記	中井真穂	同局書記	湯原正治		

### 1. 案件

- ・議案第65号及び議案第66号の議事日程、扱いについて

(午前9時30分 開会)

○柴田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。助役。

○小野助役 おはようございます。

本日から第3回定例会の開催となりますが、よろしくお願い申し上げます。

9月5日開催の議会運営委員会におきまして報告させていただいておりました、二次発送の議案について成案が作成できました。つきましては、ご提案申し上げたく存じております。よろしくご審議、お取り計らいのほどお願い申し上げます。

なお、案件の概要につきましては総務部長の方から説明をさせたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名します。

それでは、二次発送となった議案について概略説明をお願いします。総務部長。

○奥村総務部長 それでは、二次発送させていただきました2議案の概略について、ご説明申し上げます。

まず、議案第65号、平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次の議案第66号に関連して、安定化事業導入に伴う拠出金と交付金について補正を行うものであります。

既定の予算額に3億8,228万1,000円を追加し、補正後額93億5,343万9,000円とするものであり、歳入では、保険財政共同安定化事業交付金3億8,228万1,000円を計上し、歳出では保険財政共同安定化事業拠出金の医療費拠出金3億8,206万7,000円、事務費拠出金21万4,000円を計上しております。

次に、議案第66号、摂津市国民健康

保険条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、これは国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正に伴う改正でございます。

一般被保険者にかかる基礎賦課総額の算定について所要の改正を行っております。これは、特定療養費の廃止、入院時生活療養費や保険外併用療養費の新設に伴う措置でございます。また、高額医療費共同事業が更に4年継続されることとなったため所要の改正を行い、保険財政共同安定化事業の導入に伴う改正も行っております。

なお、一部改正条例の施行日は平成18年10月1日からとしております。

以上で概略説明とさせていただきます。

議案提出が遅くなりまして、誠に申し訳ございませんでした。どうかよろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 説明が終わりました。この際質問があればお受けします。

どなたか質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者のみなさんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時34分 再開)

○柴田委員長 再開します。

議案の二次発送にかかわりまして、議事日程、扱いについて、事務局から説明をお願いします。日垣主幹。

○日垣事務局主幹 それでは議案の二次発送にかかわりまして、変更となる議事日程等についてご説明させていただきます。

まず2ページからの議事日程でございますが、9月8日の日程3の最後に議案第65号及び第66号を追加し、合計1

6件について提案理由の説明を受けていただいた後、所管の委員会に付託となります。そして3ページの25日の日程2の最後に議案第65号及び議案第66号を追加し、合計8件について委員長報告、採決となります。

次に議案付託表につきましては、民生常任委員会付託の最後に議案第65号及び第66号を追加するものでございます。その他につきましては変更はございません。

なお、変更後の議事日程と議案付託表につきましては、本委員会で決定いただいた後、直ちに議場配付させていただきたいと考えております。

○柴田委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それでは、そのように決定します。

これをもって、本委員会を閉会します。

(午前9時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁 勝

議会運営委員 嶋野浩一朗